

## 十日町市総合教育会議設置要綱

### (会議の設置)

第1条 市長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、十日町市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置し、その運営に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項についての協議及び事務の調整等を行う。

- (1) 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

### (会議の招集)

第3条 会議の招集は、市長があらかじめ議題、会議開催の日時及び場所を教育委員会に通知して行う。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して、市長と協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (意見聴取)

第4条 市長は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者（以下「関係者等」という。）に会議への出席を求め、当該協議すべき事項に対し意見を聴くことができる。

- 2 教育委員会は、協議を行うに当たって関係者等に意見聴取を行う必要があると思料するときは、市長に対し、意見聴取の実施を求めることができる。

### (会議の公開)

第5条 会議は公開するものとする。ただし、十日町市情報公開条例（平成17年十日町市条例第12号）第11条各号に規定する非公開情報に関し協議を行う場合及び当該会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、この限りでない。

### (傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、市長の許可を得なければならない。

- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

### (議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、インターネットを利用してこれを公表するとともに、一般の閲覧に供するものとする。ただし、第4条ただし書に規定する場合は、その会議結果の概要を公表する。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、十日町市企画政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則（平成27年5月18日） この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

附則（令和3年6月14日） この要綱は、令和3年6月14日から施行する。